

(案)

## 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科長期履修規程

(令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科第5209号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条第2項の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

(履修期間及び在学期間)

第3条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年又は4年とし認められた年限とする。ただし、休学期間は当該修業年限には参入しないこととする。

2 前項の履修期間を超えて在学できる期間は、大学院学則第4条第5項に定める。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学手続き時に長期履修の申込みをし、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者 在職証明書または在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号または第3号の該当者 当該事実または事情を証する書類または申立書

2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）は、当該期間の短縮（長期履修の取り止めを含む。）を1回に限り申請することができる。

2 前項の短縮を希望する場合は、指導教員の承認を得て、「長期履修期間短縮申請書」（様式第2号）を希望する修了予定年の前年2月末までに学長に申請しなければならない。

3 第1項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

(長期履修の期間延長)

第7条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第8条 長期履修生については、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第2条の規定にかかわらず、標準修業年限を超える年分の授業料について免除する。

ただし、長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料とする。

(案)

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年度入学生から適用する。ただし、令和6年度入学者に限り、第4条第1項の規程の適用については、同項中「入学手続き時」とあるのは、「入学時」とする。